

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- 令和元年度以降もワーク・ライフ・バランスを充実させる観点から、夏季休暇のより一層の取得促進を図るため、夏季休暇の取得可能期間を昨年度と同様に4カ月間とし、その期間を7月1日から10月31日までとする。
- なお、職員への周知期間を考慮し今回の理事会で議案として提出する。

### 2 改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則を次のように改正する。

別表第2（第52条関係）

年次休暇以外の休暇

休暇の種類 「8 夏季休暇」の期間を「一の年の7月1日から10月31日までの期間内につき5日以内」に改める。

### 3 施行期日

令和元年6月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則新旧対照表

新			旧		
第1条～第74条 (略)			第1条～第74条 (略)		
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和元年6月1日から施行する。</u></p>			(追加)		
別表第2 (第52条関係)			別表第2 (第52条関係)		
年次休暇以外の休暇			年次休暇以外の休暇		
休暇の種類	理由	期間	休暇の種類	理由	期間
1～7 (略)	(略)	(略)	1～7 (略)	(略)	(略)
8 夏季休暇		一の年の7月1日から <u>10月31日</u> までの期間内につき5日以内	8 夏季休暇		一の年の7月1日から <u>9月30日</u> までの期間内につき5日以内
9～12 (略)		(略)	9～12 (略)		(略)